訪問型サービスA2(独自)

	- I		I	H/J [-] /			∧ -		7
サービス 種類	<u>くコート</u> 項目	サービス内容略称			算定項目		合成 単位数	算定単位	
A2		訪問型独自サービス I	イ 訪問型サービス費	事業対象者·要支援1·2(週1回程度)			1,176	1月につき	注1
A2	2111	訪問型独自サービスI日割	4	事業対象者·要支援1·2(週1回程度)			39	1日につき	1
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費	事業対象者·要支援1·2(週2回程度)			2,349	1月につき	注2
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割		事業対象者·要支援1·2(週2回程度)			77	1日につき	1
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費 (事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)			3.727	1月につき	注3
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割	(独自)(田)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)			123	1日につき	Ì
A2	2411	訪問型独自サービスⅣ	二 訪問型サービス費 (独自)(IV)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度) ※1月の中で全部で4回まで			268	1回につき	注△
A2	2511	訪問型独自サービスV		事業対象者・要支援1・2(週2回程度) ※1月の中で全部で8回まで			272		注5
A2	2621	訪問型独自サービスVI		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) ※1月の中で全部で12回まで			287		注6
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算		川用者又はこれ以外の同一建物の利用者2	20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算		1月につき	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算				所定単位数の 15%加算		1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算			所定単位数の 15%加算		1日につき	1
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数				所定単位数の 15%加算		1回につき	1
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10%加算		1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の 10%加算		1日につき	1
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数				所定単位数の 10%加算		1回につき	1
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算				所定単位数の 5%加算		1月につき	1
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5%加算		1日につき	1
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の 5%加算		1回につき	1
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算			200単位加算	200	1月につき	1
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算I	リ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(I)	100単位加算	100		
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200		
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算I	ヌ 介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の137/1000			
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000			
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員処遇改善加算(IV)	(3)で算定した単位数の 90%			
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ			(5)介護職員処遇改善加算(V)	(3)で算定した単位数の 80%			
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 I	ル 介護職員等特定処遇改善加算		(1)介護職員等特定処遇改善加算(I)	所定単位数の 63/1000			
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1000			
A2	8310	訪問型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感			所定単位数の 1/1000			

- 注1 週1回程度の利用を想定する者で、提供回数が4回/月を超える場合に使用。
- 注2 週2回程度の利用を想定する者で、提供回数が8回/月を超える場合に使用。
- 注3 週2回を超える利用を想定する者で、提供回数が12回/月を超える場合に使用。
- 注4 週1回程度の利用を想定する者は、原則としてこの単価×回数で請求。ただし、提供回数が4回/月を超える場合は、訪問型独自サービス I (1月あたりの包括単位)を使用。
- 注5 週2回程度の利用を想定する者は、原則としてこの単価×回数で請求。ただし、提供回数が8回/月を超える場合は、訪問型独自サービス II (1月あたりの包括単位)を使用。